

鳥インフルエンザ(H5N1)(Avian influenza(H5N1))

1 鳥インフルエンザ(H5N1)とは

鳥インフルエンザは、A 型インフルエンザウイルスに感染して起こる鳥類の病気です。我が国では家畜伝染病予防法により、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)の家畜伝染病として「高病原性^{*}鳥インフルエンザ」と「低病原性鳥インフルエンザ」の2種類、及び届出伝染病として「鳥インフルエンザ」の計3種類に分けられています。「高病原性鳥インフルエンザ」とは、国際獣疫事務局(OIE)の診断基準により高病原性と判定された鳥インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいい、「低病原性鳥インフルエンザ」とは、H5又はH7亜型のウイルスであって高病原性鳥インフルエンザウイルス以外のウイルスの感染による家きんの疾病をいいます¹⁾。それ以外の病原性の低いA型インフルエンザウイルスによる家きんの疾病が届出伝染病である「鳥インフルエンザ」です。

「高病原性鳥インフルエンザ」は、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等のために養鶏産業に及ぼす影響は甚大で国際流通にも大きな影響を及ぼすことから、国際伝染病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られています¹⁾。また、「低病原性鳥インフルエンザ」は致死性は低いものの、鶏間で流行する間に高病原性に変異する可能性があるという理由から家畜伝染病に指定されています。

ヒトは、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した野鳥や鶏の排泄物、死体、臓器などに接触することにより、感染することがまれにあります²⁾。これまでの国外でのヒトの発生報告例ではいずれも重症で高致死性であったことから、我が国の感染症法では、圧倒的に発生頻度が高い H5N1 亜型のA型インフルエンザウイルスによるものを「鳥インフルエンザ(H5N1)」として重要度のより高い2類感染症に指定し、それ以外の鳥インフルエンザウイルスによるヒトの疾患を「鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)」として4類感染症に指定しています³⁾。

このファクトシートでは、2類感染症である鳥インフルエンザ(H5N1)に限定して記載します。

(1) 原因ウイルスの概要

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いにより A、B、C の 3 つの型に分類されますが、鳥

^{*} 病原性とは、病原体が宿主に感染して病気を起こさせる能力のことであり、OIEは、高病原性の定義として、最低8羽の4～8週齢の鶏に感染させて、10日以内に75%以上の致死率を示した場合に「高病原性」を考慮するとしている。なお、この「高病原性」とは、鳥に対する病原性を示している。

インフルエンザウイルスはA型に属します。A型インフルエンザウイルスはヒトを含むほ乳類や鳥類に広く感染しますが、B型とC型のウイルスは鳥類から分離されていません。

ヒトの鳥インフルエンザウイルス(H5N1)の感染は、感染した家きんもしくは野生鳥などの生体、死骸、体液・排泄物への濃厚な接触、あるいはこれらからの飛沫を吸入することによると考えられている事例が多いのですが、原因が不明な場合もあります³⁾。

(2) 原因(媒介)食品

食品安全委員会では、2004年3月11日に、「わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えている」旨の食品安全委員会の考え方を公表しています。

また、世界保健機関(WHO)は、2005年11月に「H5N1鳥インフルエンザウイルスは、適切に調理された食品からヒトへと伝播することはありません。このウイルスは熱に弱く、調理に用いる通常の温度(食品の全ての部位が70°Cに到達)で死滅します。今日まで、適切に調理された家きん類及び家きん類由来食品を食べてこのH5N1亜型ウイルスにヒトが感染したということを示す証拠は何もありません。たとえ調理する前の食材にこのウイルスが混入していたとしても同様です。」⁴⁾と公表しています。また、2011年8月末時点でも適切に調理された食品の摂取により、ヒトが鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染した事例は報告されていません。

(3) 感染症の症状

鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスに罹患したヒトの症状は、軽症から急激な悪化により死に至る場合までさまざまですが、一般的には、概ね2~8日間の潜伏期間²⁾の後、突然の高熱(38°C以上)、咳などの呼吸器症状を示す他、全身倦怠感、筋肉痛などの全身症状を発現します。

(4) 予防方法

国内での鳥インフルエンザ(H5N1)の予防には、①不必要に養鶏場の中に立入らないこと、養鶏場に入る場合には適切な感染予防策を講じること、②衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物には直接触れないこと、③もしも触れた場合には、速やかに手洗いやうがいを行うなど野鳥からの感染防止を心がけることが必要です⁵⁾。

また、特に高病原性鳥インフルエンザウイルスが流行している国や地域においては、①不用意に鳥類に近寄ったり、触れたりしないこと、②現地で鳥類の解体や調理をしないこと、③十分に加熱された鳥肉及び卵を食べることが必要です⁵⁾。

なお、食品中のウイルスは調理に用いる通常の温度(食品の全ての部位が 70°Cに到達)で死滅します⁴⁾。

2 リスクに関する科学的知見

(1) 疫学(感染症の発生頻度・要因等)

1997年香港において3歳の男の子が鶏由来の鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染して死亡しました。この年、香港では鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に18名が感染し、うち6名が死亡しました。これは鳥インフルエンザウイルス(H5N1)がヒトに感染した最初の事例となりました⁶⁾。

(2) 我が国における食品の汚染実態

我が国においては食品の鳥インフルエンザウイルス(H5N1)汚染実態に関する報告は認められません。

なお、我が国において家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、出荷制限区域(発生農場を中心とした半径 5~30Km の区域)内にある農場の家きん等は、制限が解除されなければ出荷できなくなりますので¹⁾、ウイルスに汚染した鶏卵や鶏肉が市場に出回る可能性はありません。

3 我が国及び諸外国における最新の状況など

(1) 我が国の状況

我が国では、鳥インフルエンザウイルスによるヒトの感染症のうち、H5N1 亜型ウイルスによるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく2類感染症「鳥インフルエンザ(H5N1)」として指定されており、診断した医師は7日以内に最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出ることになっています⁷⁾。我が国では、これまでに鳥インフ

ルエンザ(H5N1)を発症したヒトは確認されていません⁵⁾。

なお、家きん及び野鳥において、2004 年以降 2009 年までに複数の県内で発生が認められています^{8) 9)}、2010 年度には、家きん(2011 年 4 月 5 日現在、9 県 24 農場)や野鳥(16 道府県)で全国的に発生が認められています^{8) 9)}。

(2) 諸外国の状況

ヒトでの鳥インフルエンザウイルス感染確定症例は、インドネシア、ベトナム、エジプト、中国、タイなど15カ国から報告されており、2003年以降現在までの累計は533例、うち死亡例は315例に及んでいます¹⁰⁾。(2011年3月15日現在)

家きんの高病原性鳥インフルエンザの集団発生は、2003年以降多くの国で報告されており、2010年にはベトナム、バングラディシュ、インド、ルーマニア、ロシアなど18か国(地域)で発生しています¹¹⁾。

4 参考文献

- 1) 農林水産省. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針.
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/hpai_sisin.pdf
- 2) 世界保健機関(WHO). Media centre. Avian influenza (“bird flu”).
http://www.who.int/mediacentre/factsheets/avian_influenza/en/index.html
- 3) 国立感染症研究所 感染症情報センター. 鳥インフルエンザに関する Q&A(2006 年 12 月).
http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/QA0612.html
- 4) 世界保健機関(WHO). Global Alert and Response(GAR). Avian influenza Food safety issues.
http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/en/
- 5) 厚生労働省. 鳥インフルエンザ. 鳥インフルエンザ(H5N1)について.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/>
- 6) Wright P. F., Neumann G. and Kawaoka y.. 48 Orthomyxoviruses. Field’s Virology 5th. Ed. , Knipe Howley. p.1691-1740 (2007).
- 7) 厚生労働省. 感染症法に基づく医師及び獣医師の届け出について.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

8) 農林水産省. 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

9) 環境省. 高病原性鳥インフルエンザに関する情報.

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

10) 世界保健機関(WHO). Avian influenza.

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

11) 国際獣疫事務局(OIE).Facts & Figures: Avian influenza.

<http://www.oie.int/en/animal-health-in-the-world/update-on-avian-influenza/2010/>

注1)上記参考文献の URL は、平成 23 年(2011 年)9 月 15 日時点で確認したものです。情報を掲載している各機関の都合により、URL が変更される場合がありますのでご注意下さい。

注2)この食品媒介疾病に関する他の情報については、平成21年度食品安全確保総合調査「食品により媒介される感染症等に関する文献調査」報告書(社団法人畜産技術協会作成)もご参照ください。 <http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20100110001>